

# スウェーデン保健医療業・実施法

翻訳：小村 幹夫

## **The Health and Medical Services (Professional Activity) Act(1998:531) Promulgated 11<sup>th</sup> June 1998**

### **保健医療サービス(専門職活動)法(1998:531)**

1998年6月11日公布

#### **第1章 前書きの規定**

##### **第1節**

この法律には保健医療サービスにおける専門職活動について次の項目に関する規定が含まれている。

保健医療従事者の義務(第2章)

権限と認可(第3章)

保健医療行為で特定処置をする権利の制限事項(第4章)

制裁規定および登録等の取り消し(第5章)

保健省による監督(第6章)

保健医療サービス懲罰委員会の業務(第7章)

制裁規定、上訴、など(第8章)

##### **第2節**

この法律の趣旨では、保健医療行為とは、保健医療サービス法(1982 : 763)及び歯科治療法(1985 : 125)に示されている行為であり、また医薬品小売業に含まれる行為であると定義する。

##### **第3節**

この法律の趣旨では、医療提供者とは、保健医療行為に営利的に従事する一般人または法的に限定された人と定義する。

## 第4節

この法律の趣旨では、保健医療従事者とは次のように定義する。

- 1 保健医療行為という専門職を表している、法により保護されている専門職肩書きを、認可されているかまたは第3章第6節の権限により用いている人。
- 2 病院及びその他の医療施設で現に活動し、保健医療行為を患者に提供することに携わっている従事者。
- 3 その他、保健医療行為を患者に提供することで、認可された専門職従事者の助手を務めもの。
- 4 その他、特別規定に含まれている医薬品の小売業に従事する従事者、及び製薬会社の特別毒物情報活動の範囲内で現に活動しており、医薬品の製造または分配に当たるか、または助言・情報を提供する従事者。
- 5 医療を求める人に援助を調達し、助言または情報を提供する危機管理センターの従事者。
- 6 その他、政府が発する規則により、この法律に従うものとされている、保健医療行為に携わる専門職従事者のグループ。
- 7 その他に、一時的にスウェーデン滞在中に、この法律の権能によって発せられた規定の基づき、スウェーデンの認可を持たずに、専門職の範囲内の業務を提供する者。  
第1章の1・3節の為に特別規定により、対応する権能の所持者は認可を得た従事者と同等と見なすものとする。

## 第2章 保健医療従事者の職務

### 全般的職務

#### 第1節

保健医療従事者に所属する者は科学と実証済みの体験に従って各自の職務を果たすものとする。患者にはこれらの条件を満たす、熟練した良心的ケアが与えられるものとする。ケアはできる限り患者と相談して設定し実施されるものとする。患者への思いやりと配慮が示されるものとする。

#### 第2節

保健医療ケアに責任を負う者は、患者の健康状態及び現存する治療方法に関する情報を患者が確実に受け取るようにするものとする。もし情報を患者に提供できないならば、代

わりに患者の近親者に提供する者とする。しかしながら、機密保持法(1980：100)の第7章第3節または第6節、またはこの章の第8節(2)または第9節(1)によって、上記のとおり実施するのに障害がある場合に限り、情報は患者または患者の近親者に提供されないものとする。

### 第3節

もし患者が死亡してしまったら、保健医療従事者は故人に対する敬意を持って職務を果たすものとする。遺族に対する優しさと思いやりが示されねばならない。

### 第4節

保健医療ケアの専門職活動の過程で、患者の健康または介護の状態に関する証明書を発行する者は良心的かつ正確に取り行わねばならない。

### 第5節

保健医療従事者の職務執行の態度は本人に責任がある。

### 第6節

保健医療従事者は、適切安全な介護に適合する場合に限り、業務を他の者にゆだねる事ができる。

正規の資格が要求される業務を、その資格を欠く者にゆだねる者は、その者がその業務に必要な技術を持っていることを確保する責任がある。

### 第7節

保健医療従事者は、介護、治療、検査に関連して、患者が重大な傷害または病気を被っているか、被る危険に曝されているかどうか、ケア提供者に報告するものとする。

### 守秘義務等

### 第8節

民間の保健医療ケアで保健医療従事者または従事していた者は、職務中に知ることになった、個人の健康状態またはその他の個人的状況に関する事柄を、不当に開示してはならな

い。法令が示す告知義務の遂行は不当開示を構成するとは見なされない。

患者の健康状態情報に関する守秘義務は、もし、介護または治療の目的を心に留めておいて、その情報を患者に提供しないことが高度に重要であるならば、患者自身に関連しても適用される。

公共部門の活動については機密保持法(1980：100)の規定に従うものとする。

## 第9節

民間の保健医療ケアで保健医療従事者または従事していた者は、もし、万一情報が公開された場合に、情報提供者または情報提供者の近親者が暴力またはその他の重大な損害を被る恐れがあるならば、他のどの者の健康状態またはその他個人的状況について、ある個人から得た情報を不当に暴露してはならない。法令が示す告知義務の遂行は不当開示を構成するとは見なされない。

公共部門の活動については機密保持法(1980：100)の規定に従うものとする。

## 第10節

民間の保健医療ケアで保健医療従事者または従事していた者は、職務中に知り得たある製品の製造または内容に関する情報、及び治療またはその他同等の処置に関連する情報、または支援的文書資料として提供されている情報を不当に開示または使用してはならない。法令が示す告知義務の遂行は不当開示を構成するとは見なされない。

公共部門の活動については機密保持法(1980：100)の規定に従うものとする。

## 第11節

法令により別に示されているものは別にして、次の情報を公表することは保健医療従事者の義務である。

- 1．もし裁判所、検察当局、警察官憲、執行当局または税務当局が特定の事件で情報を要求するならば、ある者が医療施設に現存しているかどうかに関する情報
- 2．法医学的調査に必要な情報
- 3．法的、社会的、医学的問題に対する、保健省がその活動のために必要とする情報
- 4．学生を高等教育機関から除籍する問題の調査に必要な情報
- 5．全国道路管理庁が、ある者の自動車運転免許またはトラクター運転免許の所有者としての適格性を考慮するのに必要な情報

### 第3章 権限と認可に関する規則

#### 第1節

この章には、下記の項目に関して、保健医療サービスの専門職活動に関する規定が含まれている：

認可

専門職を開業する特権

専門職を示す肩書きと称号の保護

一般医療者としての正式資格

専門職としての権限

認可

#### 第2節

高等教育または訓練を受け、当てはまる場合には下の表に示した実習を完了した者は、申請に従い、その専門職の認可を受けるものとする。

たとえ認可が与えられていたとしても、第5章の規定により認可が無効にされていた状況であれば、認可は与えられない。

政府または政府が任命した公的機関は、この表に示す場合には、どの訓練および実習が認可に必要なか、もっと詳細な規定を決定するものとする。

専門職/肩書き	教育	実習
1. 薬剤師	理学修士（薬学）	
2. 作業療法師	大学修了証書（作業療法）	
3. 助産師	大学卒業証書（看護：助産術）	
4. カロプラクティス施術師	政府の規定の通り	政府の規定の通り
5. 言語療法師	大学卒業証書（言語病理・言語療法）	
6. 内科医	大学医学学位	政府の規定の通り
7. マッサージ師	政府の規定の通り	政府の規定の通り
8. 検眼士	大学卒業証書（光学）	
9. 精神分析医	理学修士（心理学）	政府の規定の通り
10. サイコセラピスト	大学卒業証書（心理療法）	
11. 処方師	大学修了証書（調剤）	

12. 理学療法士	理学士（理学療法）
13. 病院物理学者	理学修士（病院物理学）
14. 看護師	大学修了証書（看護学）
15. 歯科衛生師	大学修了証書（歯科衛生学）
16. 歯科医	大学卒業証書（歯科医学）

認可されたサイコセラピストは、専門職活動において、自分が受けた基本的訓練を提示するものとする。

外国の資格を保持する者の認可に関する規定は第 12 節に含まれている。

### 第 3 節

「公認」という称号は、第 2 節の規定により認可が与えられた者に限り使用できる。

### 専門職肩書き（称号）の保護

#### 第 4 節

薬剤師、助産師、内科医、処方師、歯科医は、その専門職の認可を保持するか、または開業するよう特別に任命されている者に限り、その専門職の開業が認可される。

### 専門職肩書きの保護

#### 第 5 節

第 2 節に述べた肩書き（[法により]保護されている専門職肩書き）は、その節に規定されているように、その専門職を開業する認可を保持するか規定された実習を受けた者のみが使用できる。

専門職肩書きの保護に関する上述の規定は次の専門職には適用されない：

カイロプラクティス施術師

マッサージ師

検眼師

#### 第 6 節

下記の表示した大学卒業証書を授与され、同表に示した専門職を開業している者のみがこの表に示した専門職肩書き（保護されている専門職肩書き）を使用する資格を与えられている。

専門職/専門職肩書き	教育
1. <b>Audionomy</b>	大学卒業証書（ <b>Audionomy</b> ）
2. 生物医学アナリスト	大学卒業証書（分析的生物学）
3. 栄養士	大学卒業証書（栄養学）
4. 整形外科医	大学卒業証書（整形外科術）

外国で訓練を受けた専門職従事者が、保護されている専門職肩書きを使用する権利に関する規定は第 12 節に含まれている。

### 第 7 節

保健医療ケアの専門職活動において、保護されている専門職肩書きを使用する資格を持たない者は、保護されている専門職肩書きと混同されやすい肩書きを使用できない。

### Euro Doctor としての正式資格

#### 第 8 節

政府が定めた実習を終えている認定内科医は、申請に従い、一般医療者（“Europalakare”）の正式資格を取得するものとする。

医師は、正式の資格（“Euro Doctor”という保護された称号）を保持する場合に限り、一般医師（“Euro Doctor”）の正式資格を持っていることを表示することができる。

### 専門医の資格

#### 第 9 節

政府が定めた継続訓練を終了している認可内科医または歯科医は、申請により、専門医の資格を取得するものとする。

内科医または歯科医は、専門医の資格（専門医という保護されている称号）を保持する場合に限り、その専門職における専門医であることを、一般公衆に表示してよい。

看護師は、高等教育条例（1993：100）に基づく看護学専門卒業証書（専門医という保護されている称号）を取得している場合に限り、それに対応する肩書きを用いてよい。

### 手続きに関する規定

## 第 10 節

認可、専門職開業特別任命、Euro Doctor として正規の資格の授与に関する問題は保健省が判決を下す。

## 権限委譲

### 第 11 節

政府は、第 6 節に示すもの以外の教育形態にも、保護されている専門職肩書きを使用する権利を与えてよいという趣旨の規定を公布することが出来る。

### 第 12 節

政府または政府任命の公共機関は、外国で教育を受けた者に、認可、第 6 節の保護されている専門職肩書きを使用する権利、または専門職開業の特別任命を与える趣旨の規定を公布することができる。

## 特例の判決

### 第 13 節

第 2 節に示した教育または実習以外の方法で同等の正規資格を得ていることを示している専門職従事者には、保健省により認可が与えられてよい。

第 6 節に示した教育または実習以外の方法で同等の正規資格を得ていることを示している専門職従事者には、保健省により認可が与えられてよい。

## 第 4 章 保健医療行為で特定処置をする権利の制限事項

### 第 1 節

この章の規定は、専門職として、他人の健康状態を調査し、または予防、治療、もしくは緩和の目的で処置または指示を与えることにより、他人の病気または同等の状態を処置する者に適用する。しかしながら、これらの規定は第 1 章第 4 節に示す保健医療従事者には適用しない。



## 第2節

第1節に述べた活動を行うものは、次のことを行ってはならない：

- 1 伝染性疾患法（1988：1472）に基づく届出義務のある病気に相当する伝染性疾患の治療
- 2 ガンおよびその他の悪性腫瘍、糖尿病、てんかん、妊娠または分娩に関連する病理学的状態の治療
- 3 麻酔剤の注射による全身麻酔または局所麻酔の状態、または催眠状態で他人を検査または治療すること
- 4 放射線機器を用いて他人を治療すること
- 5 診察を乞うた人を直接診察せずに治療のための助言または指示を書いて与えること
- 6 コンタクトレンズの調整または提供

## 第3節

第1節に述べた活動を行なう者は8歳以下の子供を診察または治療することが出来ない。

## 第5章 懲戒的制裁と認可取り消し等

### 一般規定

#### 第1節

この章は、専門的保健医療サービスを実施する保健医療従事者に適用する。この章は次の項目に関する規定である。

- 1 懲戒的制裁
- 2 保護観察期間
- 3 認可の取り消し
- 4 保健医療サービスで専門職を開業する他の正規の認可の取り消し
- 5 麻薬性およびアルコール性医薬品および工業用アルコールを処方する資格の制限

#### 第2節

第3 - 5節の規定は、患者の安全にとって重大な、保健医療ケア専門職の実施に適用する。

## 懲戒的制裁

### 第 3 節

懲戒的制裁は、第 2 章第 1, 2, 4, 6, 8, 9 節またはその他介護の安全に直接関連する規定に基づき義務とされていることを、故意または不注意により果たさない、保健医療従事者に課すことが出来る。もし過失が軽微な性質のものであるか、または許されてよいと認められるならば、懲戒的制裁を見送ることが出来る。

懲戒的制裁の形式は譴責または警告である。

懲戒的制裁を、特別の理由があれば、保健医療従事者で現在はもはや活動していない者にも課すことが出来る。

懲戒的制裁を、ストライキまたは類似の争議行為に加担したことで、従業員に課すことは出来ない。

### 第 4 節

もし医療看護従事者に対して刑事訴訟が起こされるならば、法令が言及する過失に関して、この法律に基づく懲戒手続きは開始または継続出来ない。しかし、第 7 章第 12 節に規定する苦情通知が与えられる。

過失が刑事訴訟により裁かれた場合には、もしその過失が証拠不足以外の理由で犯罪に分類されていない場合に限り、懲戒手続きを開始または継続できる。

### 第 5 節

この法律の第 7 章第 12 節、または「国会行政監督官に対する指示」を含む法律( 1986 : 765 ) の第 21 節の ( 3 ) または「司法長官職に対する指示」を含む法令 ( 1975 : 1345 ) の第 5 節に規定されている苦情通知を、過失後 2 年以内に与えられていない者には、誰に対しても懲戒的制裁を課すことは出来ない。

懲戒的制裁を過失後 5 年以上課すことは出来ない。

## 保護観察期間

### 第 6 節

保健医療看護の専門職を開業する認可を与えられた者に対し、もし当人が自己の専門職を実践する能力がないか、またはその専門職に適していないことを示しており、そして警告

が処置の形式として十分でないか、第 2 節または第 4 節に基づいて考慮出来ないならば、3 年間の保護観察期間を定めることが出来る。

保護観察期間は、病気または同様の状況のために事故の専門職を満足に行えない恐れがある、認可を得ている専門職従事者にも定めることが出来る。

## 認可の取り消し

### 第 7 節

保健医療サービスの専門職を開業する認可は、もし認可を得た者が下記の内容に該当すれば、認可を取り消されるものとする。

1. 自己の専門職実施に甚だしい無能を示しているか、または当人がその専門職の実施に適していないことを明らかに示している、
2. 病気または同様の状況によりその専門職を満足に実施できない、
3. 認可の取り消しを求められ、一般的見地から取り消しに異議がない、
4. 第 6 節の(1)に定める保護観察期間を課せられており、その保護観察期間中にまたしても自己の専門職実施に無能であるか、または当人がその専門職の実施に適していないことを示している。

第 1 款第 4 段落に示した場合に、特別の理由があれば取り消しを撤回することが出来るが、その時には保護観察期間がもう一度命じられる。

もし欧州経済地域 (EEA) 内の別の国で認可を得ている者が保健医療ケアの範囲でスウェーデンの認可を得ており、そして前者の認可が取り消されたならば、スウェーデンの認可もまた取り消されるものとする。

### 第 8 節

第 7 節の(1)または第 4 節の述べた事柄について、もし取り消しに対するほぼ確実な根拠があり、公共の利益のために取り消しが要求されているならば、取り消しに関する問題が決定される時までスウェーデンの認可が取り消されることがありうる。

上述の決定は 6 ヶ月まで有効である。特別の理由があれば、決定の効力をさらに 6 ヶ月延長できる。

### 第 9 節

第 7 節の(2)に基づき認可が取り消されるべきと想定するもっともな理由があれば、認

可を得ている従事者に対し、紹介した内科医による診察を受けるよう強制する命令を出すことができる。

もし医学的検査を受けるよう強制命令が出されたら、認可取り消し問題の最終決定まで、認可を取り消すことができる。

もし認可従事者が強制命令受領後 1 年以内にその命令に従わないならば、認可を取り消すことができる。

## 他の認可の取り消し

### 第 10 節

第 3 章に基づいて与えられた認可以外の保健医療ケア専門職に従事する正規の資格を、もし認可を与えられている者が下記の内容に該当すれば取り消すことができる。

1. 自己の専門職実施に甚だしい無能を示しているか、または当人がその専門職の実施に適していないことを明らかに示している。
2. 病気または同様の状況によりその専門職を満足に実施できない。

認可が取り消されるべきと想定するもっともな理由があれば、取り消しに関する問題が決定される時まで認可が取り消されることがありうる。

## 処方する権利の制限

### 第 11 節

もし内科医または歯科医が麻薬性またはアルコール性医薬品または工業用アルコールを処方する資格を悪用するならば、その資格を剥奪または制限できる。もし内科医または歯科医自身が要求すれば、その資格を剥奪または制限できる。

### 第 12 節

もし第 11 節に述べた悪用の疑いに対してほぼ確実な根拠があるならば、資格剥奪または制限の問題が最終決定されるまで、関係する資格を剥奪または制限できる。

上述の決定は 6 ヶ月まで有効である。特別の理由があれば、決定の効力をさらに 6 ヶ月延長できる。

## 新規認可等

## 第 13 節

もし認可が取り消されているか、または麻薬性またはアルコール性医薬品、または工業用アルコールを処方する資格が剥奪または制限されているならば、場合により、条件が許せば新規に認可または資格を与えることが出来る。

## 第 6 章 保健省による監督

### 一般規定

#### 第 1 節

保健医療業務およびその従事者は保健省の監督下に入る。

スウェーデン国軍隊内の保健医療業務の監督のためには別個の規定が作成されている。

#### 第 2 節

保健医療業務を提供することなく、患者の健康状態の評価または治療の一部を構成する標本抽出、分析、またはその他の調査に関して保健医療業務から割り当てられた任務を引き受ける者は誰でも、そのような活動に関して、同じく、保健省の監督下に入るものとする。

#### 第 3 節

保健省による監督の主要目的は保健医療業務における傷害を予防し危険を除去するものとする。監督することにより保健省は保健医療従事者がとった活動と方策を支援し綿密に調べるものとする。

#### 第 4 節

もし、保健医療業務内の介護、治療、検査に関連して、患者が重大な傷害または病気に罹っているか、罹る危険に曝されているならば、ケア提供者は即座に保健省に届け出るものとする。第 2 節に掲げる活動によって、患者が重大な傷害または病気に罹っているか、罹る危険に曝されているならば、保健省はそのような活動を行っている当事者からも届出

を受けものとする。

第 2 章第 7 節には、患者が重大な傷害または病気に罹っているか、または罹る危険に曝されているかどうか、職員のケア提供者へ報告する義務が含まれている。

## 第 5 節

雇用、配置または他の理由でこの章が適用される活動に参加し、または参加したことがある者は、そのことにより知ることを得た個人の健康状態や他の個人的事情に関する事柄を不当に公開してはならない。法令が示す告知義務の遂行は不当開示を構成するとは見なされない。

公共部門の活動については機密保持法(1980：100)の規定に従うものとする。

第 2 章の規定は私立ケア業務の保健医療従事者に所属し、または所属したことがある者に適用する。

## 活動の告知等

## 第 6 節

この法に基づき、保健省による監督に従う活動を行おうと意図するものは誰であっても、その活動開始以前 1 ヶ月以内に保健省にその件を届け出るものとする。

## 第 7 節

第 6 章に述べてある届出には下記の事項を示すものとする：

- 1．活動の性質
- 2．活動を実施する場所
- 3．事業管理者
- 4．第 4 節に述べてある告知義務の履行者
- 5．第 2 節に述べてある活動で、従事し、または従事することを意図する活動
- 6．当該活動のために契約した患者保険

## 第 8 節

もし当該活動が、全面的または相当程度に変更または配置換えされるのであれば、状況に応じて、その対策を実施する 1 ヶ月以内に、保健省に届け出るものとする。もし当該活動

が中止されるのであれば、状況に応じて、遅滞なく保健省に届け出るものとする。

## **保健省の権限**

### **第 9 章**

保健省が当該活動に関連する文書、抽出標本、およびその他の資料を提供するよう依頼した場合に、そうすること、および当該委員会が監督のために必要とする、その活動に関する情報を委員会に提供することは、この章に基づく監督に従う活動を実施する当事者の義務であり、また保健医療従事者の義務である。

保健省は当該活動を実施する当事者または保健医療要従事者に所属する者に要求されたものを準備するよう命令することが出来る。その要求は、違反すると罰するという条件で出すことが出来る。

### **第 10 節**

保健省または保健省によって任命された者には、この章に基づく監督に従う活動及び保健医療従事者の専門職業務を監察する権利が与えられている。この監察を実施する者には居住区域以外の、当該活動に用いられる構内(premises)その他の場所に立ち入る権利が与えられている。この監察を実施する者には当該活動に関連する文書、抽出標本、およびその他の資料を一時的に管理する権利が与えられている。専門職の活動または実施の監察を受けている当事者は、監察に必要な援助を供給する義務がある。

### **第 11 節**

第 11 節に示す監察のために、監察を実施する者には、監察を円滑に実施するために必要な援助を警察当局から得る権利が与えられている。

## **介護提供者に対する処置等**

### **第 12 節**

もしある者が保健省の監督下にある活動に適用される規定を侵害していることを、この保健省が知ることになれば、保健省は矯正を得る処置を取り、必要とあれば、刑事訴訟を開始するものとする。

## 第 13 節

もしケア提供者が良いケアの要件を満たさず、不当な扱い方が患者の安全にとって重大であることに気がつけば、保健省はケア提供者に不当な扱いを正すように命令することができる。この命令は、違反すると罰するという条件で出すことができる。もし第 2 節に掲げる活動が患者の安全を危うくするならば、同様のことがその活動に適用される。

## 第 14 節

第 13 節に述べた命令は、問題になっている不当な扱いを矯正するために保健省が必要と考える対策を指示するものとする。

## 第 15 節

もし第 13 節に示す命令が従われず不当な扱いが重大であれば、保健省はその活動を部分的または全面的に禁止することができる。

## 第 16 節

もし患者の生命、健康または身体の安全全般に危険があれば、保健省は命令を先行させずにその活動を部分的または全面的に禁止することができる。

## 第 17 節

もし第 15 節または第 16 節の規定によりその活動が部分的または全面的に禁止されるであろうと想定するほど確実な根拠があり、そしてそのような決定を待つことが出来ないならば、保健省は追って通知があるまでその活動を部分的または全面的に禁止することができる。

上述の命令の有効期間は最長 6 ヶ月とする。特別の理由があれば、命令の有効期間はさらに 6 ヶ月延長できる。

## 保健医療従事者に対する処置

## 第 18 節



もし保健省が懲戒的制裁、保護観察期間の発令、保健医療ケア専門職開業の認可または他の権能の取り消し、または第 5 章に述べる処方権の制限を検討する根拠を認めると、保健省はその趣旨を保健医療サービス懲戒委員会に告知するものとする。

## 第 19 節

第 7 章第 20 節に別の指示が無い限り、もし懲戒的制裁の対象として検討される者が当人の専門職の実践において投獄により罰せられる罪を犯したと妥当な根拠で疑われているならば、保健省は刑事訴訟を開始するものとする。

ヒトの受精卵を用いた研究または治療が目的の方策に関する法律(1991 : 115)第 6 節に基づく犯罪の起訴に関しては特別規則が適用される。

## 記録

### 第 20 節

保健省はこの章に従い告知を受けている活動のオートメーション化された記録を備えるものとする。記録は監督、研究のため及び統計作成のために用いることができる。

### 第 21 節

記録には下記の詳細を含むものとする：

- 1 . 個人又は法人の名前、活動を実施している当事者の法人登録番号の国内登録番号 (national registration number)、
- 2 . 活動が実施されている場所
- 3 . 活動の性質
- 4 . 活動の範囲
- 5 . 専門職従事者の数と専門職肩書き
- 6 . 事業管理者の名前、住所、電話番号
- 7 . 患者保険
- 8 . 査察実施された日付
- 9 . 活動に関して保健省が決定した日付
- 10 . 第 4 節に規定した告知の日付

記録には個々の患者に関する詳細は含めないものとする。

## 第 22 節

記録に記入されている、第 21 節 ( 1 ) 第 8 項 - 第 10 項に示す詳細は、5 年後または活動が中止された時に除去されるものとする。記録に記入されているその他の詳細は、新しい詳細を受け取ったとき、または活動中止の通知があったときに除去されるものとする。

## 第 6 章 保健医療サービス懲戒委員会の活動

### 保健医療サービス懲戒委員会

#### 第 1 節

この章の懲戒的制裁に関する問題は保健医療サービス懲戒委員会が決定する。

委員会はまた第 5 章第 6 節 - 第 13 節に述べる問題も決定する。

#### 第 2 節

保健医療サービス懲戒委員会は議長とその他に 8 名の委員で構成する。政府により 3 年間任命される。議長は常任判事をしてきた者であること。他の委員は保健医療ケアに特別の識見を持っている者であること。

一人又はそれ以上の議長代理が同一の期間任命されるものとする。この代理は常任判事であるか、常任判事であった者とする。残りすべての委員に対して、十分な数の控え委員が委員と同じ期間任命されるものとする。

#### 第 3 節

保健医療サービス懲戒委員会は議長と他に 6 名の委員の出席を以って定足数に達したのものとする。全委員を委員会の会合に招集するものとする。出席不可能を届け出た委員には、控え委員が招集されるものとする。

#### 第 4 節

議長は単独で次の決定をすることができる：

- 1 . 実質的に最終決定を含まない決定、ただし第 5 章第 9 節の(1)に規定した医学的検査を受けることを求める命令、第 5 章第 8 節、第 9 節の(2)、第 10 節の ( 2 )、または第 12 節に規定がある一時的取り消しに関する決定、第 10 節に規定する臨時罰金(a contingent fine)を科すことに関する決定でないこと。

2. その決定が原則の問題に関係しないか、その件が結果として懲戒的制裁になりえないと想定するのもっともな理由があるならば、懲戒的制裁に関する件が実質的に決定される場合。
  3. 取り消しに対する障害が無いと推定される場合に、開業者自身の求めによる認可もしくは資格の取り消しに関する決定。
  4. 第5章第9節の(3)に規定されている、認可開業者が医学的検査を受けることを求める命令に従わなかった場合に、認可取り消しに関する決定。
- 上述の決定事項は委員会のすぐ次の会議で報告されるものとする。

## 第5節

懲戒委員会で事柄の処理に当たる者の欠格条項（資格剥奪）に関しては、司法手続き法典第4章判事の欠格条項（資格剥奪）に関する規定を適用するものとする。

## 第6節

懲戒委員会における投票に関しては、司法手続き法典第29章法律精通者のための法廷における投票の留保に関する規定を適用するものとする。議長はまず自己の意見を述べるものとする。

## 保健医療サービス懲戒委員会の手続き

### 第7節

懲戒的制裁に関する問題は、保健省、その件に関係する患者、または患者本人がその件の苦情を申し立てることが出来ない場合には患者と密接な関係にある者、による苦情の申し立てに応じて検討するものとする。

第5章第6節 - 第13節に述べる問題は保健省による苦情申し立てまたは当事者の求めに応じて検討するものとする。

国会行政監督官および司法長官の、第1項または第2項に述べる事柄に関する苦情を申し立てる権利に関する規定は、「国会行政監督官に対する指示」を含む法律（1986：765）の第6節の(3)および「司法長官職による監督」に関する法律（1975：1339）の第6節の(1)に含まれている。

### 第8節

懲戒委員会への苦情の申し立てまたは申請はすべて文書で行い、苦情申立て人または申請者本人が署名し、次の詳細を含むものとする：

- 1．個々の苦情申立て人または申請者の、氏名、出生年月日、郵送先住所、
- 2．申し立てを代理人または法定代理人によって行う場合は、その者の氏名と住所、
- 3．苦情または申請が指示している者について特別の調査を行うことなく情報が得られるならば、その者の職業、住所、就業場所、
- 4．苦情の内容、
- 5．苦情の申し立てまたは申請を支持して訴える状況

もし法定代理人が当事者の代理をするならば、委任状を提出するものとする。

## 第 9 節

もし苦情または申請が不完全で、申請事項を裁く根拠を構成出来ないならば、懲戒委員会はその以外で(otherwise)裁かれていない事柄についての詳細な補足を一定期間内に提出するよう、苦情申立て人または申請者に、罰則付で命じるものとする。

## 第 10 節

懲戒委員会は確実にすべての事柄が十分調査されるようにするものとする。過剰な調査は拒否されるものとする。

当該委員会は保健医療従事者に、調査に必要な医療記録または他の書類を提出するよう命じることができる。この強制命令(injunction)は臨時(不確定)罰金(a contingent fine)を伴うことが出来る。臨時(不確定)罰金を科すことは当該委員会の自由裁量とする。

## 第 11 節

手続きは文書により行う。しかしながら、口頭による手続きが調査のためになると想定される場合には、口頭による手続きを行うことが出来る。

## 第 12 節

第 19 節に述べる苦情申し立てまたは申請及びその書類に関連するものは何でも、苦情または申請が指示している者に遅滞なく送達するものとする。受取人は一定期間内に回答するよう命じられるものとする。

もし苦情または申請が認められないか、通知が必要でないことが明らかであれば、この種類の通知は必要でない。

## 第 13 節

懲戒委員会が口頭手続きで回答してもよいと決定しない限り、回答するよう命じられた者は文書で回答するものとする。

回答は被告が検討中の処置を受け入れるか、それとも異議を唱えるかどうか、明らかにするものとする。後者の場合に、被告は自己の論点と訴える状況の根拠を示さねばならない。

## 第 14 節

もし問題が特別の専門知識を必要とするならば、懲戒委員会は当局、官公吏、その他その件に関して供述書の作成を義務付けられている者から供述書を得ることが出来る。当該委員会は又、その他の専門家をその件に関して雇用することが出来る。

上述の専門家に関して、司法手続き法典の第 40 章第 2 節 - 第 7 節、及び第 12 節の関連規定を適用するものとする。

当局、官公吏、その他その件に関して供述書の作成を義務付けられている者による供述書に対する謝礼は、特に規定されている場合に限り支払うものとする。

その他の専門家には、与えられた任務に対して公的基金から謝礼を受ける権利がある。当該委員会はこのような謝礼に対して前金を与えることが出来る。

## 第 15 節

もし懲戒委員会が、法廷で証言するために証人または専門家を召還する必要があると考えるか、または文書または物件を証拠として提供するようある者に命じる必要があると考えると、当該委員会は、証言することになっている者、またはそれ以外でその処置により影響を受ける者が居住している地域内の市裁判所または地方裁判所に、この目的を達成するための要求を提出するものとする。

法的障害を克服するため(Failing legal impediment)、裁判所は聴聞会を開くか、[提出]命令(injunction)を出すものとする。そのような処置に関して、主要聴聞会以外に司法手続きにおける証人調べ(the taking of evidence)に関する規則の関連部分が適用されるものとする。

## 第 16 節

当事者が聴聞会に召還されるものとする。個人に本人が出頭するように命令し、命令に従わないことがその件のその後の取り扱いと判定を妨げないように制裁を伴うことが出来る。

聴聞会に出頭した個人(an individual party)に、懲戒委員会は公的基金から旅費及び生活費として妥当な額の弁済を与えることが出来る。当該委員会は弁済に当たり前金を与えることが出来る。弁済及び前金に関するそれ以上の規定は政府が公布する。

## 第 17 節

行政手続法(1986 : 223)の第 20 節及び第 21 節の規定もまた、第 5 章第 9 節の(1)及び(2)、第 10 節の(2)及び第 12 節の(1)に従った判定に適用されるものとする。

### 特定の事柄の委託(referral)

## 第 18 節

被雇用者に関する苦情は、もし一般的見地からも、または患者の権利を主張する見解によっても、その件の懲戒委員会による取り扱いが求められていないことが明らかであれば、雇用主に行う義務のある処置を、懲戒委員会により部分的または全面的に雇用主に委託することが出来る。

## 第 19 節

もし懲戒委員会への苦情が、患者と州議会または自治体(市・区)の保健医療従事者の間の接触の欠如に関する苦情、または他の同様の状況に関する苦情を含んでおり、かつその苦情ではこの法に基づく懲戒的制裁が生じないと想定するもっともな理由があれば、懲戒委員会は措置を講じるよう其の点に関する苦情を州議会または自治体へ委託することが出来る。

## 第 20 節

もし懲戒委員会がある件で、第 6 章第 19 節の規定のとおり刑事訴訟手続き開始の条件が満たされていると考えるならば、懲戒委員会はその訴訟を開始するものとする。

## 第 21 節

国会行政監督官または司法長官による苦情に応じて裁かれる、懲戒的制裁、与えられた権利の取り消しまたは制限のような事柄の取り扱いに関する規定は「国会行政監督官に対する指示」を含む法律 ( 1986 : 765 ) の第 6 節の(5)および「司法長官による監督」に関する法律 ( 1975 : 1339 ) の第 6 節の(3)に含まれている。

## **第 8 章 罰則、上訴等。**

### **罰則**

#### **第 1 節**

故意または過失により、第 6 章第 6 節 - 第 8 節に規定されているように保健省に正式に通告することなく、活動を開始もしくは活動を著しい程度変更する者には誰であっても罰金を科する。

#### **第 2 節**

故意または過失により、第 6 章第 15 節 - 第 1 7 節に規定されている禁止に反して活動を継続して営むものは誰であっても罰金刑または最高 6 ヶ月の投獄の刑に処す。

#### **第 3 節**

認可が取り消されているか、または正規の資格が終了している場合に、報酬を得て不正に医学専門職を開業する内科医は罰金または最高 6 ヶ月の投獄の刑に処す。

#### **第 4 節**

報酬を得て不正に歯科医の専門職を開業するものは誰でも罰金または最高 6 ヶ月の投獄の刑に処す。

歯科衛生士として認可されているか、歯科衛生士または歯科看護師として規定された資格をもっている者が行う専門職活動は、歯科医という専門職の不正な開業と見なされないものとする。

#### **第 5 節**

第 3 章第 3 節または第 5 節 - 第 7 節の規定を犯すものは誰でも罰金を科す。

#### **第 6 節**

第 4 章の規定のどれかを犯す者、または第 4 章に述べる活動を実施する際に、故意または

過失により軽微な傷害以上の傷害を検査または治療を受けた者に加えるか、そのような傷害の危険を招く者は、もしその罪をこの章の第 3 節または第 4 節に基づいて罰することができないならば、罰金または最高 1 年の投獄の刑に処すものとする。これは、傷害または危険が不適切な治療により生じたか、医療介護の中断または遅延により生じたかに関係なく適用される。

教育経験の不足、病気の性質を認識出来なかったこと、または傷害や危険を予見出来なかったこと、という犯罪者に関する事実によって責任は除外されない。

#### **第 7 節**

もしその罪に別の法律によってもっと重い刑罰が伴うならば、第 3 節 - 第 6 節に基づく責任は課さない。

**臨時罰金等。**

#### **第 8 節**

法的効力を持った判定で第 6 節に述べる刑法上の罪として有罪となった当事者に、保健省は一定期間または永久に第 4 章に述べる活動に従事することを禁止できる。この種類の禁止は違反すれば罰を伴うように出来る。

**保健医療サービス懲戒委員会の決定に対する上告**

#### **第 9 節**

この法律に従った懲戒委員会の判決に対して、一般行政裁判所へ上訴することにより異議を申し立てることが出来る。

行政上訴裁判所への上訴は再審理制度の認可(the grant of a review dispensation)に従う。

#### **第 10 節**

懲戒委員会による最終判決に対して、下記の者により上訴できる：

- 1 . 保健省により、公共の利益を保護するため、
  - 2 . 第 7 章第 7 節の(1)に基づき、懲戒的制裁を求めた苦情申し立てを提出している個人により、もし決定が当人に不利益であるならば、
  - 3 . 判決に関係がある誰でも、もし決定が当人に不利益であるならば。
- 保健省による上訴は、判決が出て 3 週間以内に申し立てるものとする。



国会行政監督官と司法長官が、懲戒的制裁に関する判決または専門職実践怠慢（専門職に関する軽罪）の理由による資格にかかわる件の判決に対して上訴する権利に関する規定は、「国会行政監督官に対する指示」を含む法律（1986：765）の第7節および「司法長官職による監督」に関する法律（1975：1339）の第7節に含まれている。この上訴のいずれも判決が出て3週間以内に申し立てるものとする。

#### 第11節

第10節に述べたもの以外の懲戒委員会による判決は、もし判決が当人に不利益であれば判決に関係する者が上訴できる。

#### 第12節

案件の終結を意味しない懲戒委員会による判決は、その件の最終判決に対する上訴と関連する場合に限り上訴できる。

しかしながら、最終で無い判決は当該委員会が下記のように処置した場合に、個別の手続きにより上訴できる：

- 1．当該委員会委員の忌避、または裁決に妨害がるという異議申し立てを承認しない、
- 2．法的代理人または弁護人を拒否している、
- 3．決着していない件に関する問題に命令を下した、
- 4．第5章第9節の(1)に基づき、ある者に医学的検査を受けるように命令した、
- 5．第7章第10節の(2)に基づき、臨時罰金を科すと言う条件で、ある者に医学的記録またはその他の文書の提出を命令した、
- 6．臨時罰金を科した、または
- 7．ある者のその件への参画に対する謝礼に関する命令を出した。

#### 第13節

第5章第6節 - 第13節に示す問題の判決は、その判決に別に示されていない限り、即時に発効する。

もし保護観察期間の命令の執行が上訴に続く司法決定の結果取り消されているが、それにもかかわらずその後も保護観察期間が指示されているならば、保護観察期間が実際に経過した時間だけが保護観察期間に含まれるものとする。

#### 第14節

反対の者に対する指示がうまく行かない場合(Failing prescription to the contrary)、保健省

は、この法律に基づく懲戒委員会または法廷の最終判決に対して上訴している専門職開業者の対抗者(opponent)である。もし個人が懲戒に関する件で苦情を申し立てているならば、その者も専門職開業者の対抗者である。

行政機関の分割された状況(partite status)に関する行政手続法(1971 : 291)第 7 a 節の規定は、懲戒委員会が現在の法律に従って下した判決には適用しない。

### **保健省の判決に対する上訴等**

#### **第 15 節**

この法律に従う、保健省または一般行政裁判所の判決は、その判決に別に示されていない限り、即時に発効するものとする。

#### **第 16 節**

保健省による裁定に対し、もし判決が下記の項に関するならば、一般行政裁判所へ上訴することにより異議を申し立てることができる。

- 1 . 第 3 章に規定する正式資格、保護されている専門職肩書きを使用する権利、および認可、
- 2 . 第 8 節に従う、活動の禁止、
- 3 . 第 6 章第 9 節に従う、情報、文書、その他の資料を提供する命令、
- 4 . 第 6 章第 13 節に従う、活動における不当な扱いを正す命令、
- 5 . 第 6 章第 15 節または第 16 節に従う、活動の禁止、
- 6 . 第 6 章第 17 節に従う、活動の無期限禁止。

この法に従う保健省によるその他の判決は最終(確定)である。

行政上訴裁判所への上訴は再審理制度の認可に従う。

### **権限の委譲**

#### **第 17 節**

政府は下記の項に関して規定を公布できる：

- 1 . 保健医療従事者の正式資格と認可、
- 2 . もし個人の保護のため、または保健医療看護行為のために必要があれば、保健医療従事者の義務、
- 3 . 第 6 章第 6 節に従い、もし監督の目的のために特に重要であれば、第 6 章第 7 節に示したものに加えて、詳細を含む告知を要求すること、および

4 . 第 6 章第 4 節の(1)に述べる告知義務を果たす方法。

---

この法律の発効に関する規定は「保健医療業(専門医活動)法(1998 : 531)」の実施に関する法律(1998 : 532)に作成されている。

### **保健医療サービス(専門職活動)法(1998 : 531)の実施に関する法律(1998 : 532)**

1998 年 6 月 11 日公布

#### **一般規定**

##### **第 1 節**

保健医療サービス(専門職活動)法(1998 : 531)は 1999 年 1 月 1 日に発効する。

上記の発効に伴い、下記法律の適用を中止する。即ち、保健医療サービス(特定の場合の活動禁止)法(1960 : 409)、保健医療サービス内で専門職を続ける資格に関する法律(1948 : 542)、保健医療従事者(義務)法( 1994 : 953 )、保健医療従事者(懲戒的制裁)法( 1994 : 954 )、及び保健医療サービス(監督)法(1996 : 786)。

##### **第 2 節**

この法律では、

「資格法」は保健医療サービス内で専門職を続ける資格に関する法律(1948 : 542)を指し、

「懲戒制裁法」は保健医療従事者(懲戒的制裁)法( 1994 : 954 )を指し、

「監督法」は保健医療サービス(監督)法(1996 : 786)を指し、

「新法」は保健医療サービス(専門職活動)法(1998 : 531)を指す。

#### **正式資格**

##### **第 3 節**

薬剤師及び調剤師の専門職を開業する権利に関する資格法の規定は、この法律第 1 節の適用外として、1999 年の終わりまで引き続き有効とする。

##### **第 4 節**

1993年7月以後に、放射線診断医学に集中して3年間の中等教育後の教育を終了した者は誰でも、申請により、1993年7月1日より前に適用する規則に基づいて看護師として開業する認可を得るものとする。

## 第5節

1994年7月1日以前に適用される規定に基づき歯科で大学卒業証書を取得している者は誰でも、歯科医として開業する認可を得るために、同日付より前に適用される規定に基づく実習を完了するものとする。

## 第6節

政府は、病院物理学者として開業の認可を申請するために、どの教育計画が病院物理学修士の学位と同等と見なされるかに関する規定を、2008年の終わりより前に公布することができる。

## 第7節

薬学理学修士、作業療法理学士、または大学の調剤薬学修了証書の学位を得ているか、または第6節の権限により病院物理学者のために政府が規定した訓練を完了している者はだれでも、その専門職を開業する認可を得ていなくても、1999年の終わりまで、それぞれ薬剤師、作業療法師、調剤師、病院物理学者の専門職肩書きを使用することが出来る。

## 保護観察期間

## 第8節

新法発効に先立つ時に言及する状況を基準にするだけでは、保護観察期間に関する規定が公布されないことがある。

## 活動の監督

## 第9節

監督法に付随する移行規定は引き続き有効とする。

## 懲戒的制裁に関する以前の事柄

### 第 10 節

1994 年 10 月 1 日より前に保健医療サービス懲戒委員会へ報告された件は保健医療従事者（監督）法（1980:11）に基いて裁かれるものとする。しかしながら、もし懲戒制裁法に基づいても懲戒的制裁を科すことが出来ないならば、懲戒的制裁は科されないことがある。

## 出訴期限

### 第 11 節

懲戒的制裁法の出訴期限は新法施行より前に犯された罪に適用されるものとする。

## 上訴

### 第 12 節

1999 年 1 月 1 日より前に下された判決は以前の規定に従って上訴されるものとする。

## 追加の規定

### 第 13 節

ある法または他の法規の中に、新法またはこの法律の規定により取って代られた規定への参照がある場合、その参照は代わりに新规定を意味すると取るものとする。

---

この法律は 1999 年 1 月 1 日に発効する。